品川区特別支援学校私費負担軽減補助金支給要綱

制定　令和５年　６月１４日　教育長決定　要綱第 21 号
改正　令和５年１２月１２日　要綱第２号
改正　令和６年１２月　４日　要綱第 20 号
改正　令和７年１０月　８日　要綱第 21 号
改正　令和８年１０月　６日　要綱第 20 号

（目的）

第１条　この要綱は、品川区に住所を有し、特別支援学校に在籍する児童および生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、品川区特別支援学校私費負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　給食費　学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第２項の規定に基づく学校給食に要する経費をいう。

⑵　補助教材費　学習の単位となる児童生徒全員が、一律に個人の専用として使用または制作等のために保護者が負担する経費をいう。

⑶　修学旅行費　中学部３年生の生徒の保護者が負担する修学旅行に関する経費をいう。

⑷　標準服購入費　中学部１年生の生徒の保護者が負担する標準服の購入費用をいう。

⑸　補助対象経費　前各号に掲げる経費をいう。

２　前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において使用する用語の例による。

（対象者）

第３条　次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者を補助金の支給対象とする。

⑴　次のアおよびイのいずれにも該当する者

ア　児童生徒およびその保護者が、品川区に住所を有すること。

イ　児童生徒が、東京都、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人または私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第３条に規定する学校法人が設置する特別支援学校の小学部または中学部に在籍していること。

⑵　教育長が前号に掲げる者に準ずると認めるもの

（補助金の支給）

第４条　教育長は、前条に該当する児童生徒の保護者が、同条第１号アおよびイのいずれも充たす期間（同条第２号に該当する者にあっては、教育長が同条第１号に掲げる者に準ずると認める期間）に負担した補助対象経費に対し、補助金を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、教育長は、第１条の目的を達成するため必要と認めるときは、補助対象経費に相当すると認める経費に対し、補助金を支給することができる。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、第３条各号のいずれかに該当することにより支給の申請をした日の属する年度の補助対象経費に相当する額とし、教育長は、予算の範囲内において支給するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、児童生徒または当該児童生徒の保護者が次の各号に規定する補助対象経費に係る扶助等を受けるときは、当該各号に規定する制度により補助または免除等を受ける額を控除した額を支給する。

⑴　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第６条第２項に規定する要保護者であって、同法第 13 条に規定する教育扶助を受けているもの（給食費および補助教材費に係る部分に限る。）

⑵　特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）第２条の規定による補助対象経費の支給を受けている者

⑶　その他国および地方公共団体の制度により、補助対象経費に関する補助または免除を受けている者

（支給の申請）

第６条　補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ特別支援学校私費負担軽減補助申請書兼口座振込依頼書（第１号様式）に教育長が必要と認める書類（以下「添付書類」という。）を添付し、自ら申請しなければならない。

２　前項の申請は、品川区電子申請サービスによる申請に代えることができる。

（申請の審査）

第７条　教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、申請者に対する補助金の支給の可否および支給区分を決定しなければならない。

２　教育長は、前項の決定において必要な申請書記載事項または添付書類に不足があるときは、必要事項不明通知書（第２号様式）により、申請者に対し、必要な書類の提出等を求めるものとする。この場合において、当該申請者は、教育長の定める期限までに当該書類を提出しなければならない。

（支給の決定）

第８条　教育長は、前条第１項の規定により補助金を支給することを決定したときは、特別支援学校私費負担軽減補助金支給決定通知書（第３号様式）により、支給決定内容（支給区分を含む。）を申請者に通知しなければならない。

２　教育長は、前条第１項の規定により補助金を支給しないことを決定したときは、特別支

援学校私費負担軽減補助金不支給決定通知書（第４号様式）により、その理由を付して申請者に通知しなければならない。

（申請の却下）

第９条　教育長は、申請者が第７条第２項の指定した期限までに書類の提出その他の必要な手続きを完了しないときは、当該申請を却下することができる。この場合において、教育長は、特別支援学校私費負担軽減補助却下通知書（第５号様式）により、当該申請者にその旨通知しなければならない。

（支給期間）

第 10 条　補助金は、申請をした日の属する年度の４月分から翌年の３月分まで支給する。ただし、第 13 条の規定により支給決定を取り消された者にあっては、当該支給決定を取り消された日の属する月の分まで支給するものとする。

（支給方法）

第 11 条　補助金は、第８条第１項の規定により補助金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）の預金口座に直接振り込むものとする。

（事情変更等の届出）

第 12 条　支給決定者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる変更内容を変更届（第６号様式）により、遅滞なく教育長に届け出なければならない。

⑴　保護者および児童生徒が品川区から転出したとき　転出日および転出先の住所

⑵　児童生徒が転校したとき　転校日および転校先学校名

⑶　振込口座に変更があったとき　変更後の預金口座に係る情報

⑷　第５条第２項の補助対象経費に係る扶助等を受けたとき　当該扶助等の内容、金額等容、金額等

（支給決定の取消し）

第 13 条　教育長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

⑴　第３条各号に規定する要件を欠いたとき。

⑵　第５条第２項の補助対象経費に係る扶助等の受給状況が変化したとき。

⑶　偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき。

２　教育長は、前項の規定により補助金支給決定を取り消したときは、特別支援学校私費負担軽減補助支給決定取消通知書（第７号様式）により、理由を付して、当該取消を受ける者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条　支給決定者は、前条の規定による補助金支給決定の取消しにより補助金が過払いとなるときは、教育長の指定した期限までに遅滞なくこれを返還しなければならない。

（委任）

第 15 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和５年８月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和６年１月５日から適用する。

付　則

この要綱は、令和６年１２月１１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和７年１０月２１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和８年１０月１５日から適用する。